平成30年度

財政援助団体等監査結果報告書

平成31年3月

港区監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第7項 の規定に基づき実施した平成30年度財政援助団体等監査の結果を、同 法同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

なお、同法第199条の2の規定により、高橋元彰監査委員は港区浴 場組合の監査に関与していません。

平成31年3月26日

港区監査委員 德重寛之

同 高橋元彰

同 鵜 飼 雅 彦

≪目 次≫

第 1	監査の概要・・・・・・・・・・・・・・1
1	監査実施期間・・・・・・・・・・・・・1
2	監査対象団体等・・・・・・・・・・・・1
3	監査対象範囲・・・・・・・・・・・・・1
4	監査実施団体等及び監査の方法・・・・・・・・1
5	監査の主な観点・・・・・・・・・・・・5
第 2	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・6

第1 監査の概要

1 監査実施期間

平成30年10月10日から平成31年1月31日まで

2 監査対象団体等

- (1) 区が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政 的援助(以下「補助金等」という。)を行っている団体等
- (2) 区が資本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人
- (3)区が公の施設の管理を行わせている団体
- (4) 上記(1) から(3) の団体等を所管する部局

3 監査対象範囲

平成29年度の事業を対象に実施した。

4 監査実施団体等及び監査の方法

(1) 実地監査を行った団体

監査実施団体等一覧表の1から12までの団体を対象に、財政援助等に係る出納その他の事務の執行が、交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実地監査を行った。

(2) 書面監査を行った団体等

監査実施団体等一覧表の13から15までの団体及び事業者を対象に、 財政援助等に係る事務が適正に行われているかどうかについて所管部局に 対して書面監査を行った。

(3) 税理士等による会計書類調査

監査実施団体等一覧表のうち、次の団体については、税理士に会計書類調査を委託し、その結果を参考とした。

- ・ 公益財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団
- ・ キスポート財団 ヘルシーナ グループ
- 港区浴場組合
- 港区葬祭業組合

- ・ NCD グループ
- · MINATO CITY TRC GROUP
- ・ タイムズ24 株式会社・タイムズサービス 株式会社 グループ
- 一般社団法人 日本駐車場工学研究会
- かたばみ・山本・GS グループ
- Fun Space 株式会社
- 社会福祉法人 港福会
- ・ 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

≪監査実施団体等一覧表≫

	団 体 等 名 称	補 助 金 等 の 名 称	補助金等の金額
1	公益財団法人 港区スポーツふれあい 文化健康財団	麻布区民センター管理運営	36, 799, 957円
		赤坂区民センター管理運営	49,040,201円
		芝浦港南区民センター管理運営	51, 458, 130円
		台場区民センター管理運営	52, 448, 318円
		生涯学習センター管理運営	67, 753, 584円
		青山生涯学習館管理運営	25, 373, 680円
2	キスポート財団 ヘルシーナ グループ	健康増進センター管理運営	60, 879, 588円
3	港区浴場組合	公衆浴場ふれあいの湯管理運営	23, 330, 792円
4	港区葬祭業組合	区民斎場やすらぎ会館管理運営	30, 310, 872円

	団 体 等 名 称	補助金等の名称	補助金等の金額
	NCD グループ	浜松町駅北口自転車等駐車場管理運営	
		桜田公園自転車駐車場管理運営	
		三河台公園自転車駐車場管理運営	
		広尾駅自転車駐車場管理運営	
5		麻布十番駅自転車等駐車場管理運営	167 287 000H
5		六本木駅自転車駐車場管理運営	一 167, 287, 000円 —
		白金高輪駅自転車駐車場管理運営	
		田町駅東口自転車等駐車場管理運営	
		品川駅港南口自転車等駐車場管理運営	
		こうなん星の公園自転車駐車場管理運営	
	MINATO CITY TRC GROUP	三田図書館管理運営	
6		麻布図書館管理運営	
		赤坂図書館管理運営	- 635, 740, 717円
		港南図書館管理運営	
		高輪図書館管理運営	
		高輪図書館分室管理運営	

	団 体 等 名 称	補 助 金 等 の 名 称	補助金等の金額
7	タイムズ24 株式会社・ タイムズサービス 株式会社 グループ	品川駅港南口公共駐車場管理運営	-
8	一般社団法人 日本駐車場工学研究会	麻布十番公共駐車場管理運営	-
	かたばみ・山本・GS グループ	円通寺坂公園管理運営	
9		一ツ木公園管理運営	
		氷川公園管理運営	
		高橋是清翁記念公園管理運営	107, 535, 481円
		乃木公園管理運営	
		青葉公園管理運営	
		青山公園管理運営	
		一ツ木児童遊園管理運営	
		南一児童遊園管理運営	
		南青山三丁目児童遊園管理運営	24, 151, 486円
		南青山四丁目児童遊園管理運営	24, 101, 400]
		南青山六丁目児童遊園管理運営	
		北青山一丁目児童遊園管理運営	

	団 体 等 名 称	補 助 金 等 の 名 称	補助金等の金額
10	Fun Space 株式会社	箱根ニコニコ高原学園管理運営	94, 797, 245円
11	社会福祉法人 港福会	精神障害者地域活動支援センター 管理運営	65, 863, 980円
12	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	東麻布保育園管理運営	279, 227, 516円
13	一般社団法人 アプローズ House南麻布 ほか	港区精神障害者グループホーム 運営費補助金	17,073,036円
14	港区私立幼稚園連合会	港区私立幼稚園連合会補助金	12, 146, 000円
15	港ユネスコ協会	港ユネスコ協会補助金	4, 200, 000円

5 監査の主な観点

(1) 補助金等交付団体等

ア 所管部局

- ① 補助金等の交付の方法、手続及び時期は適正か。
- ②補助金等の効果及び条件の履行の確認は適切か。
- ③ 団体への指導・監督は適切に行われているか。

イ 団体等

- ① 補助金等交付申請及び報告は適時、適切に行われているか。
- ② 補助事業は、計画及び交付条件に従って、適正かつ効果的に執行されているか。
- ③ 補助金等に係る収支の会計経理は適正に行われているか。

(2) 出資団体

ア 所管部局

① 団体の経営成績及び財政状態が十分に把握され、適切な指導・監督が行われているか。

イ 団 体

- ① 設立等の目的に沿って事業運営が行われているか。
- ② 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。
- ③ 経営成績及び財政状態は健全か。
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体

ア 所管部局

- ① 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- ② 指定管理団体への指導・監督は適切に行われているか。

イ 団 体

- ① 管理運営に関する協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ② 管理業務に係る収支の会計経理は適正に行われているか。

第2 監査の結果

1 公益財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団

【所管部局:麻布地区総合支所】

区は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対して、港区立麻布区民センターの指定管理料3,679万円余を支出した。

(1)業務の再委託の協議漏れについて≪指摘事項≫

港区立麻布区民センターの管理運営に関する基本協定書(平成26年3月13日付)第16条の規定では、事前に区の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託してはならないとしている。

しかし、廃棄物処理、クリーニングを区の承諾がないまま再委託を行った。 再委託業務については、事前に書面による申請及び承諾に漏れがないよう 指定管理者への指導を徹底すべきである。

2 港区浴場組合

【所管部局:保健福祉支援部】

区は、港区浴場組合に対して、公衆浴場ふれあいの湯の指定管理料2,333万円 余を支出した。

(1)業務の再委託について≪指摘事項≫

指定管理者が再委託を行った業務のうち、自動ドア保守点検、1階流しで 採取した水道水の水質検査に関して、再委託を受けた事業者は保守点検等業 務について、さらに別の事業者に委託を行った。

清掃、警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等について、区が内容を精査し承諾した場合に、指定管理者は再委託できるものとしている。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては、再委託する業務の 内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明 を求めるなどその内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底す べきである。

3 NCDグループ

【所管部局:芝浦港南地区総合支所】

区は、NCDグループに対して、港区立自転車等駐車場の指定管理料1億6,728 万円余を支出した。

(1)施設管理経費について≪意見事項≫

非清算項目の施設管理経費は予算額11,831,000円に対し約43%の5,101,921円が執行残となっている。この内の1,250,000円については、こうなん星の公園自転車駐車場の利用者が想定より減少し、一式2,500円かかる消耗品(駐輪場に格納する自転車に取り付けるICタグ・取付器具、料金支払い・入出庫等に必要なICカード)を500セット購入しなかったためとしている。

事業運営費・施設管理経費について、指定管理者の効率的で効果的な事業 運営により執行残額(余剰金)が発生した場合は、指定管理者の収入とし、 区への返還は要しないこととしている。ただし、再委託の予定金額と決定金 額との差額については、指定管理者の経営努力による経費削減と認められな いことから、区へ返還することとしている。

消耗品の支出減は、当初の事業計画の未達成によるものであるため、指定 管理者の経営努力によるものとはいえない。

所管課は、指定管理者から提出された実績報告書等を十分に精査し、当初

予定していた事業計画の実施が困難となった場合には指定管理者と事業計画の変更を協議するなど、適切な対応を図られたい。

4 MINATO CITY TRC GROUP

【所管部局:教育委員会事務局教育推進部】

区は、MINATO CITY TRC GROUPに対して、三田図書館、麻布図書館、赤坂図書館、高輪図書館、高輪図書館分室、港南図書館の指定管理料6億3,796万円余を支出した。

(1)港南図書館の業務の再委託について≪指摘事項≫

指定管理者が再委託を行った業務のうち、消防設備保守点検、自家用電気 工作物保守点検、自動扉設備保守点検、給水設備点検の内ウォータークーラ 一保守点検に関して、再委託を受けた事業者は各保守点検等業務について、 さらに別の事業者に委託を行っていた。

清掃、警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等について、区が内容を精査し承諾した場合に、指定管理者は再委託できるものとしている。 所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては、再委託する業務の 内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明

を求めるなどその内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

5 タイムズ24株式会社・タイムズサービス株式会社グループ

【所管部局:街づくり支援部】

区は、タイムズ24株式会社・タイムズサービス株式会社グループに対して、使用許可権限を付与し、利用料金制(指定管理者が管理を行うために必要な経費は、区から指定管理料を支出せず、すべて利用料金収入で賄う。一方、区は指定管理者から利用料金収入の一部を「納付金」として収入している。)を採用し、港区立品川駅港南口公共駐車場の運営管理を行わせた。

(1) 事業実績報告について≪指摘事項≫

監査当日に総勘定元帳が用意されておらず、翌日改めて総勘定元帳の提出 を受けて監査を実施した。

港区立品川駅港南口公共駐車場の管理運営に関する基本協定書(平成26年4月1日付)第28条の規定では「指定管理者は、毎月終了後、翌月の15日までに、本業務の実施状況、本業務の収支状況、本施設の利用状況を記載した報告書を区長に提出しなければならない。」としている。

平成29年度に指定管理者が毎月提出していた報告書では「収支状況」について「収入」のみが報告されており、「支出」については報告がされていなかった。

また、平成29年度事業報告書に添付された支出集計表の事業運営費計上額429,124円について、内訳を総勘定元帳で確認したところ、広告宣伝費、印刷消耗品費、事務用品費の3項目については予算(経費見積書)と同額を12ヵ月で均等割りして計上されており、経費の内訳は明確になっておらず、支払先欄は空白になっていた。

さらに、平成29年度事業実績報告書「別紙5」に売上年報が添付されており、利用者への利用料金の返金が計60,950円とあるが、その詳細の分かる資料が添付されておらず、所管課も把握していなかった。

指定管理者は、基本協定書に基づき、施設の運営状況、業務の収支状況や 経費の執行の内訳等を区へ報告しなければならないとしている。このことか らも指定管理施設の経費の使途は透明性を図り、経理に関する台帳等を整備 し、収支状況等を明らかにしておくべきである。

事業実績報告書や支出内容を裏付ける添付書類は、業務、経理状況等毎月の業務実績等の把握に不可欠なものである。

所管課は、指定管理者に対し、本業務の収支状況が確認できる実績報告書の作成を求めるとともに、経費の内訳が明確にわかる添付書類の提出を強く 指導すべきである。

(2) 修繕費について≪指摘事項≫

港区立品川駅港南口公共駐車場の管理運営に関する基本協定書(平成26年4月1日付)第35条3の規定では、「指定管理者は、区に提出した事業計画書

の収入支出の予算の内、修繕費及び光熱水費の支出額が予算額を下回った場合は、その差額を区が作成した納付書で支払うものとする」としている。

平成29年度事業報告書に添付された修繕実施集計表の計上額について、指 定管理者提出の資料から内容の確認を行った。

- ① 管理事務所天井埋め込みエアコン2台の更新を指定管理者の修繕費により実施しているが、1台あたり1,618,056円のところ、室内機と室外機を分けることによって、1件130万円以下として実施していた。業務基準書5(4)区と指定管理者の管理責任の分担11(3)には、1件130万円を超える修繕は区の分担としているが、「ただし区と協議の上、指定管理者が分担することもある。」と規定しており、事前に区に協議をすべきところ、分割して実施していた。
- ② タイムズサービス株式会社がアズビル株式会社等に支払った修繕費を1とした場合、タイムズ24株式会社は、タイムズサービス株式会社に対して1.1の金額で支払を行い、この1.1という金額をもって区に報告を行っているが、1.1の根拠が不明である。

所管課は、指定管理者に対し、130万円を超える修繕となる場合には事前に区と協議するよう指導するとともに、修繕費の支出の根拠を明確にするよう強く指導し、所管課もその内容を十分精査すべきである。

(3)業務の再委託について≪指摘事項≫

指定管理者が再委託を行った業務のうち、駐車場シャッター保守点検に関して、 再委託を受けた事業者は、さらに別の事業者に委託を行っていた。

清掃、警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等について、区が内容を精査し承諾した場合に、指定管理者は再委託できるものとしている。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては、再委託する業務の内容 や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明を求める などその内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底すべきである。

(4) 自主事業の報告について≪意見事項≫

港区立品川駅港南口公共駐車場の管理運営に関する基本協定書(平成26年4月1日付)第37条4の規定では、「指定管理者が実施した自主事業の収支を明らかにした書類を、毎月終了後、翌月の15日までに区長に提出しなければならな

い。」としている。

自主事業で実施しているカーシェアリング、自動販売機の売り上げについての報告書が、毎月提出される報告書に添付されていなかった。

所管課は、指定管理者に対し、自主事業の収支状況を明らかにした書類の提出 を指導されたい。

6 一般社団法人日本駐車場工学研究会

【所管部局:街づくり支援部】

区は、一般社団法人日本駐車場工学研究会に対して、使用許可権限を付与し、利用料金制(指定管理者が管理を行うために必要な経費は、区から指定管理料を支出せず、すべて利用料金収入で賄う。一方、区は指定管理者から利用料金収入の一部を「納付金」として収入している。)を採用し、港区立麻布十番公共駐車場の運営管理を行わせた。

(1) 財政援助団体等監査への協力等について≪指摘事項≫

指定管理者に対し、準備書類等について事前に通知していたにもかかわらず、監査指定日(平成31年1月22日)に必要書類(総勘定元帳)が準備されていなかったため、税理士による書類確認ができず、後日、別日程(平成31年1月28日)での再監査となった。

また、再監査の際に、非常勤職員(本社要員)、その他職員(正社員)の 人件費確認の為、当該職員の賃金台帳等の提示を求めたところ、個人情報で あることを理由に提示されなかった。

さらに、常勤職員(パート職員)の人件費について、指定管理者が提出した月別経費集計と、月別給与一覧表合計額を照合したところ、4月~10月は一致したが、11月から3月分について両者が一致しなかった。不一致の理由を指定管理者に尋ねたが、明確な回答が得られなかった。

指定管理者は、基本協定書に基づき、施設の運営状況、業務の収支状況や 経費の執行の内訳等を区へ報告しなければならないとしている。このことか らも指定管理施設の経費に関する台帳等を整備し、収支状況等を明らかにし ておくべきである。

監査委員による監査は、地方自治法の規定に基づき実施しているものであり、指定管理者は、区の監査に適切に対応することとされている。

所管課は、指定管理業務実施にかかる経費の使途について、しっかりと把握するとともに、区の監査においてその使途について説明を求められた際には、人件費が適正に支出されているかを確認するために不可欠な賃金台帳等をはじめとする会計書類等を迅速、的確に提示するよう強く指導すべきである。

(2) 設備点検における指摘事項への対処について≪指摘事項≫

平成29年5月、11月に実施した消防設備点検において、点検業者からスプリンクラー配管の錆による腐食、泡消火器の液漏れによる原液タンクの交換、自動火災報知設備の光電式スポット型感知器9個の不作動による交換等が指摘されていたが、監査当日(平成31年1月22日)時点でも対応が行われておらず、平成30年度中に対応予定となっていた。

また、平成30年2月に実施した建築設備法定点検(建築基準法第12条)に おいて指摘された常閉防火扉の作動不良23か所、非常用照明の不点灯51灯等 安全に関わる不具合についても、施設の老朽化による他の設備の改修等を優 先するため、修繕が行われておらず、監査日時点において修繕の見込みが立 っていなかった。

消防設備を正常に作動させるよう維持管理することは、利用者等の安全安心を確保するうえで極めて重要である。点検結果における指摘事項に対しては、早急に対処し、施設の安全管理を徹底すべきである。

(3) 経費区分について≪意見事項≫

基本協定では、光熱水費と修繕費を清算項目としている。

建築基準法第12条に基づく建築設備点検948,240円は清算項目である修繕費として支出された。当該経費は、施設の安全な維持管理に必要な点検を行う経費であり、委託料で支出すべきである。

所管課は、指定管理者から提出された報告書等の内容を確認するとともに、 指定管理者に対し、経費区分を精査し支出するよう指導されたい。

7 かたばみ・山本・GSグループ

【所管部局:赤坂地区総合支所】

区は、かたばみ・山本・GSグループに対して、港区立円通寺坂公園等の指定管理料1億3,292万円余を支出した。

(1)財政援助団体等監査への協力等について≪指摘事項≫

人件費について、実際に支出された金額を確認するため、総勘定元帳、給与台帳等の提示を求めたところ、当初は提示できないとのことであった。重ねて資料の提出を求めたところ、監査終了後に提出された。

また、人件費について、指定管理者は実際にいくら支出されたかの根拠を 示さず、監査への非協力で確認できなかった。

所管課も、指定管理者から提出されるべき算定根拠を基に算定が妥当であることの確認をしないまま支出していた。

指定管理料は、協定書等に基づき指定管理者が実施した業務に対し公費により支出しているものであり、経費の使途は透明性を図る必要がある。

指定管理者は、基本協定書に基づき、業務の収支状況や指定管理料の執行の内訳等を区へ報告しなければならないとされている。このことからも指定管理施設の経理に関する台帳等を整備し、収支状況等を明らかにしておくべきである。

監査委員による監査は、地方自治法の規定に基づき実施しているものであり、指定管理者は、区の監査に適切に対応することとされている。

所管課は、指定管理業務実施にかかる経費の使途について、しっかりと把握するとともに、区の監査においてその使途について説明を求められた際には会計書類等を迅速、的確に提示するよう強く指導すべきである。

8 Fun Space株式会社

【所管部局:教育委員会事務局学校教育部】

区は、Fun Space株式会社に対して、箱根ニコニコ高原学園の指定管理料9,479万円余を支出した。

(1) 業務の再委託の協議漏れについて≪指摘事項≫

港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営に関する基本協定書(平成27年3月26日付)第16条の規定では、事前に区の承諾を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託してはならないとしている。

しかし、厨房機器診断・調理機器点検を区の承諾がないまま再委託を行った。

再委託業務については、事前に書面による申請及び承諾に漏れがないよう 指定管理者への指導を徹底すべきである。

9 社会福祉法人港福会

【所管部局:保健福祉支援部】

区は、社会福祉法人港福会に対して、精神障害者地域活動支援センターの指定管理料6,597万円余を支出した。

(1)業務の再委託について≪指摘事項≫

指定管理者から提出された再委託申請書及び申請に基づき区が交付した 再委託承諾書に、委託業務名「管理費(消防設備点検他)」、「管理費(床面 清掃他)」とだけ記載された業務があり、具体的に「他」に何の業務を含む か不明であった。

また、指定管理者が再委託を行った業務のうち、自動ドア保守点検、防除作業、消防設備作業、ガスヒーポン保守点検作業に関して、再委託を受けた事業者は各保守点検等業務についてさらに別の事業者に委託を行っていた。

清掃、警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等について、区が内容を精査し承諾した場合に、指定管理者は再委託できるものとしている。

所管課は、指定管理者に対し、再委託協議に際しては、再委託する業務の 内容や実施方法等を明確にするよう指導するとともに、指定管理者から説明 を求めるなどその内容をよく精査し、再委託等が適切に行われるよう徹底す べきである。

(2) 指定管理料の清算について≪意見事項≫

平成29年度清算報告書と監査当日に確認した指定管理料の予算書、再委託

の申請書等に記載されていた事業運営費(再委託業務)、事業運営費(その他(非清算項目))、施設管理経費(再委託業務)、施設管理経費(その他(非清算項目))の項目の金額が異なっていた事例が見受けられた。

非清算項目では、

• 事業運営費

指定管理料予算額(事務消耗品)420,000円は、348,000円が正しい。 このため、事業運営費(非清算項目)の指定管理料予算額5,894,000円は、 5,822,000円となる。

・施設管理経費

指定管理料予算額(布団クリーニング) 18,295円は、9,511円が正しい。 清算項目では

· 事業運営費 (再委託業務)

指定管理料予算額(パソコン教室講師料)720,000円とあるが、792,000円が正しい。

· 施設管理経費(再委託業務)

指定管理料予算額(廃棄物処理委託)109,800円は、118,584円が正しい。 このため、施設管理経費の再委託全体の予算額2,866,240円は、2,875,024 円となる。決算額に変更はないので、清算額2,814円は、11,598円となる。 この結果、返還額が8,784円少なく報告されていた。

報告書等の記載内容や添付書類は指定管理料の清算に係る審査や事務処理に不可欠なものである。

所管課は、指定管理者に対して、正確な報告書を作成するよう強く指導するとともに、提出された報告書は十分に精査し内容を確認されたい。

10 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

【所管部局:麻布地区総合支所】

区は、特定非営利活動法人ワーカーズコープに対して、港区立東麻布保育園の 指定管理料2億8,801万円余を支出した。

(1) 指定管理料の清算について≪指摘事項≫

指定管理料は、区が定める6つの経費区分に基づき指定管理者が積算し、

人件費、光熱水費、修繕費の余剰金及び再委託による落差金については、経 費区分毎に返還額を算出し区へ返還することとしている。

指定管理者は、指定管理料の清算において、清算対象の経費区分毎に返還額を算定せずに、清算対象経費全体で返還額を算定していた。その結果、返還額の算定の際に職員人件費返還額79,008,009円、事業運営費返還額2,316,000円、修繕費返還額278,307円で合計返還額は、81,602,316円とするべきところ、施設管理経費(再委託分)の△626,105円を含めて計算をしているため、区への返還額を80,976,211円と算定していた。

この結果、返還額が626,105円少なくなっていた。

所管課は、指定管理者に対して、正確な報告書を作成するよう強く指導するとともに、提出された報告書は十分に精査すべきである。

(2) 事業経費の流用について≪意見事項≫

指定管理者が提出した指定管理料予算書に排水管高圧洗浄作業及びフロン改正法に伴う空調機点検業務が計上されていなかったため、予算流用での対応となった。

本流用に伴う、「平成 29 年度港区立東麻布保育園の事業計画書の変更について (予算流用協議)」(平成 30 年 1 月 17 日決裁)に添付されていた、協議書及び承 諾書では、「流用元(施設管理経費)」、「流用先(修繕費)」流用金額 2,161,372 円と記載されていたが、実際の流用元は修繕費、流用先は施設管理経費であり、 記載が逆であった。

また、修繕費は清算項目である。清算対象外経費に執行残額が生じているのにもかかわらず、清算項目である修繕費を流用元とした結果、修繕費の返還額は流用額分(2,161,372円)について減額されることとなった。

所管課は、指定管理者に対し、施設管理経費の不足が見込まれる場合には、事業費全体のなかでの調整等を指導し、事業計画の変更協議があったときは、指定管理者にその理由等を詳細に報告させ、内容を十分精査したうえで、他の経費からの流用等の可否を判断されたい。

(3) 事業運営費について≪意見事項≫

事業運営費の執行残額11,094,732円の内、清算対象外経費の残額が8,778,732 円であった。これは、事業運営費(非清算項目)指定管理料の約29%である。主 な内容は役務費(採用費:残額870,000円)と給食食材費(残額5,231,774円)で ある。

事業運営費・施設管理経費について、指定管理者の効率的で効果的な事業運営により執行残額(余剰金)が発生した場合は、指定管理者の収入とし、区への返還は要しないこととしている。ただし、再委託の予定金額と決定金額との差額については、指定管理者の経営努力による経費削減と認められないことから、区へ返還することとしている。

採用費の執行残額は紹介手数料の未執行であり、給食食材費の執行残額は当初の事業計画の未達成によるものであるため、指定管理者の経営努力によるものとはいえない。

所管課は、指定管理者から提出された実績報告書等を十分に精査し、当初予定していた事業計画の実施が困難となった場合には指定管理者と事業計画の変更を協議するなど、適切な対応を図られたい。

11 一般社団法人アプローズほか24団体

【所管部局:保健福祉支援部】

区は、一般社団法人アプローズほか24団体に対して、港区精神障害者グループホーム運営費補助金1,707万円余を支出した。

(1)補助金実績報告書の提出について≪意見事項≫

港区精神障害者グループホーム運営費補助金交付要綱第11条では、補助事業者は、補助対象事業が終了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い日から30日以内に、港区精神障害者グループホーム運営費補助金実績報告書を区長に提出しなければならないとしている。

しかし、施設借上費等のうち、区内グループホームの空室補助、区外グループホームの家賃補助については、確定した補助金額が交付額と同額の5団体(区内3団体、区外2団体)について、実績報告書の提出を受けていなかった。

所管課は、当該補助金交付要綱に基づく適正な事務処理について、組織内 で確認するとともに、補助金交付団体を指導されたい。

12 港区私立幼稚園連合会

【所管部局:教育委員会事務局教育推進部】

区は、港区私立幼稚園連合会に対して、港区私立幼稚園連合会補助金1,214万円余を支出した。

(1) 事業の実績報告について≪意見事項≫

港区私立幼稚園連合会補助金交付要綱第9条では、その事業が完了したとき き又は補助金交付決定に係る会計年度が終了したときは、事業の成果を記載 した実績報告書(第3号様式)を区長に提出しなければならないとしている。

しかし、第3号様式ではなく、「平成29年度事業実績報告書並びに収支計算書」と題したものを提出していた。また、提出された当該書類には、収支の予算額の記載はあったが、決算額の記載はなかった。

さらに、当該書類を確認したところ、研修の内容が具体的に記載されていなかったため、事業の実施状況が不明である。研修費における会場費、広報連絡費における会場費及びその他経費については、内訳書が添付されていないため、何に支出されたかが不明である。

また、研修費及び広報連絡費における交通費は、研修等の開催ごとに一人当たり単価が異なり、異なる根拠が不明であるほか、東京都私立幼稚園連合会港支部の研修会で支出された交通費は、研修参加者の園の園長名の領収書が添付されているのみで参加者数、単価が不明である。

しかし、所管課は、事業の状況が不明確で、決算額の記載がないにもかか わらず、補助金の額の確定を行った。

実績報告書や支出内容を裏付ける添付書類は、補助金の額の確定に係る審査に不可欠なものである。

所管課は、港区私立幼稚園連合会に対し、当該要綱に基づき、補助対象と した経費に対する支出の根拠と決算額を明確にした報告書の作成を指導す るとともに、報告書の内容を十分に精査し、補助金の額の確定を適正に行わ れたい。

13 指定管理者制度に関する意見について

【所管部局:企画経営部】

(1) 指定管理者が行う修繕費の妥当性の担保について

区は、公費支出の透明性、妥当性、適正性等について、区民に対する説明責任を負っている。これは、指定管理者に対する経費支出についても同様である。

区が行う修繕については、契約や金額等の透明性、妥当性、適正性等を確保 するため、契約予定金額に応じて複数事業者から見積りを徴取するなどについ て定めている。

一方、指定管理者が他の事業者に発注した修繕及び指定管理者が共同事業体に発注した修繕について監査したところ、金額にかかわらず複数事業者から見積りを徴取しないなど、金額の妥当性等について検証していない事例があった。

また、共同事業体の構成団体以外の事業者に支払った修繕費を1とした場合、 共同事業体の構成団体内で、当該経費を1割増しで経理している事例があった が、所管課はその根拠、理由等を把握していない事例が見受けられた。

修繕費は、その年度ごとに何を修繕する必要が生ずるか不確定であるうえ、 執行残額については清算を要する経費である。

指定管理者が行う修繕について、その透明性、妥当性、適正性等を確保し、区の説明責任を果たす観点から、複数事業者から見積りを徴取するなど、区の基準に準じた取り扱いとしないのであれば、その理由を明らかにするとともに、具体的な基準を定め、その内容を指定管理者に指導するよう所管部門に周知徹底されたい。

(2) 指定管理者制度導入施設における業務の再委託について

指定管理者が実施する業務は、基本協定書に定める業務で事前に区の承認を受けた場合を除き、業務の一部を第三者に委託してはならないとしている。

しかし、一部の指定管理者制度導入施設における再委託業務について、事前に 書面による協議・承諾が行われていない事例及び再委託の承諾を受けた事業者が 更に別の事業者に委託していた事例が見受けられた。

業務の再委託にあたっては、必ず事前に書面による協議及び承諾を行うよう所 管部門に周知徹底されたい。